

3D ビジネス研究会会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、3D ビジネス研究会(略称:3DBiz 研究会)と称する。

第2条(事務局)

本会の事務局は、下記に置く

〒240-0045 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町591

マネッジ・オンライン株式会社 内

第3条(目的)

本会は、3Dや4K、VR/AR/MRなどの最新技術動向を踏まえ、今後の3D・高精細映像制作ビジネスの発展のため、人材育成、相互理解、交流、ビジネス支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 3D・高精細映像制作の活性化とワークフローの確立
2. 3D・高精細映像制作に関する技術研究と検証
3. 3D・高精細映像制作環境の整備
4. 3D・高精細映像制作ノウハウ構築とクリエイターの育成
5. 3D・高精細映像制作に関するビジネススキーム構築
6. 3D・高精細映像コンテンツ制作と流通
7. その他目的を達成するための事業を行う

第2章 会員

第4条(種類)

本会の会員は、個人賛助会員とアカデミック会員、正会員の三種とする。

- 1.個人賛助会員は、本会を賛助する個人で、所定の会費を負担するものとする。アカデミック会員は、本会の趣旨に賛同する学校及び研究所などで、所定の会費を負担するものとする。正会員は、本会の趣旨に賛同する団体または個人で、所定の会費を負担するものとする。
- 2.会員となるには、正会員または、アカデミック会員の推薦を受け、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。

第5条(入会金と会費)

会員は、次のように定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中、7月以降の入会の場合は初年度の会費を半額とする。

1.個人賛助会員	入会金	3,000 円	年会費	6,000 円
2.アカデミック会員	入会金	10,000 円	年会費	30,000 円
3.正会員	入会金	30,000 円	年会費	60,000 円

第6条(会員の資格喪失)

会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1.退会したとき。
- 2.禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- 3.死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 4.理由なく2年以上会費を滞納したとき。
- 5.除名されたとき。

第7条(退会)

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を代表幹事に提出しなければならない。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1.7 字, 左 0.23 字, 最初の行: -1.7 字

書式変更: フォントの色: 自動, 取り消し線 (なし)

書式変更: フォントの色: 自動

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1.7 字, 左 0.23 字, 最初の行: -1.7 字

第 8 条(除名)

会員が次に該当する場合には、総会の議決を経て、代表幹事が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1.本会の定款又は規則に違反したとき。
- 2.本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 3 章 総 会

第 9 条(総会)

本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第 10 条(構成)

総会は、正会員およびアカデミック会員をもって構成する。

第 11 条(招集)

総会の招集は、幹事会がこれを決定し、代表幹事が招集する。

- 1.総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

第 12 条(議長)

総会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

第 13 条(議決)

総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員およびアカデミック会員が出席し、出席した正会員およびアカデミック会員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 4 章 役 員

第 14 条(役員)

本会には下記の役員を置く。

- 1.顧問 若干名

- 2.幹事会

代表幹事 1名(但し運営委員会運営委員長を兼任する。)

幹事 3名

- 3.運営委員会

運営委員長 1名

運営委員 6名

会計・監査 2名

アドバイザー 若干名

- 4.顧問は、運営委員会が推薦し、幹事会の承認を得て代表幹事がこれを文書により委嘱する。

任期は2年とし再任を妨げない。

- 5.幹事は、正会員およびアカデミック会員から選任され、幹事会を構成する。任期は2年とし再任を妨げない。

- 6.運営委員は、会員から選任され、運営委員会を構成する。任期は2年とし再任を妨げない。

- 7.アドバイザーは、会員及び会員以外から幹事または運営委員の推薦を得て選任される。

任期は2年とし再任を妨げない。

- 8.幹事会は幹事の互選により代表幹事を選出する。また運営委員を承認する。

- 9.代表幹事は運営委員会委員長を兼任し、必要に応じて幹事会を召集する。

第5章 運 営

第15条(運営)

本会の運営は、幹事会の承認を得て運営委員会が行う。

1. 幹事会は、必要に応じて代表幹事が召集する。
2. 幹事会は、顧問、代表幹事、運営委員、会計監査、会員の入会、セミナー・講習会や研究会の開催などの重要事項について審議する。
3. 運営委員会は、運営委員、会計を選出し、幹事会の承認を得て会務に当たらせる。

第16条(年次報告) 代表幹事は総会で次の報告を行う。

1. 事業計画並びに事業報告、収支予算並びに決算
2. 財産目録(会費、寄付金、その他)
3. 幹事会で必要と認めた事項
4. その他

第17条(事務)

本会の事務的事項の処理は、代表幹事が会計に委嘱することができる。

第18条(会計年度)

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月末日に終わる。財産は銀行預金とし事務局に保管する。

付 則

1. 本会則は幹事会の1/2以上の賛成をもって変更することができる。
2. 本会則は2011年1月1日より施行する。